

特別徴収の推進について

- 特別徴収の一斉指定を行っている都道府県(24団体)間においては、以下のとおり、普通徴収を申告する際の理由が異なる場合がある。

【普通徴収を申告する際の理由一覧】 (n=24)

従業員が2人以下	18団体
他の事業所で既に特別徴収を行っている	23団体
毎月の給与が少額	20団体
給与の支払いが不定期	22団体
個人事業主の専従者となっている給与所得者	19団体
退職者又は退職予定者	24団体
その他	6団体

※「その他」は、「雇用契約期間が1年未満の者」や「休職者」等

※また、理由を選択肢としている場合、当該理由に対応する記号(①、ア、普A等)が異なっている場合もある。

- そのため、特別徴収義務者は、都道府県間で普通徴収を申告する理由が異なる場合を考慮して、必要に応じて自治体ごとに当該理由を確認する事務が発生し、負担となっているとの声がある。

地方税制に関する要望書

(平成29年7月 中国都市税務協議会)

I (2) 給与支払報告書の様式変更等について

① 給与支払報告書(個人別明細書)の様式変更について

特別徴収できない従業員がいる特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する場合、当該報告書に普通徴収の理由を記載する欄がないため、その理由を当該報告書の摘要欄へ記載してもらおうなど、自治体ごとに異なる対応を特別徴収義務者に求めている。これは、特別徴収義務者に大きな負担となっているため、当該報告書の様式に、普通徴収該当理由の欄を追加すること。

② 特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについて

特別徴収の例外となる普通徴収の取扱いについては、各自治体において地方税法の主旨に沿った範囲で、普通徴収の理由となる要件を定めており、給与支払報告書を提出する特別徴収義務者にとって、各自治体の取扱いが相違していることが負担となっている。そのため、普通徴収の理由となる要件について、全国統一の運用となるよう国から指針等を示すこと。

普通徴収切替理由に係る論点整理

- 特別徴収義務者が従業員を普通徴収に切り替える申出を行う際、次に掲げる2つの事項に関して、特別徴収義務者から事務負担となっているとの声が寄せられているところ。
 - ① 課税庁たる各市区町村において、地方税法に則り普通徴収を認める要件を設けていることから、当該要件が異なる場合がある。
 - ② 上記で述べた要件を定めている市区町村に対し、特別徴収義務者が該当する要件を選択することとなるが、要件の選択肢に対応する符号(a,b,c…、1,2,3…、普A,普B,普C…等)が異なる場合がある。



➤ ①に関して

地方税法第321条の3の規定は、「支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除き、」特別徴収によることとしているところ。

当該規定に基づき、課税庁たる各市区町村は、納税者の徴税上の負担等を鑑み、普通徴収を認める要件を設けている(又は個別判断をしている)が、この認定要件の統一を行うことは課税実務の混乱を招きかねないことから適当ではないと考える。

➤ ②に関して

特別徴収義務者が給与支払報告書を提出する際、従業員を普通徴収に切り替える申出理由(符号を含める)を様式上統一することは課税実務に影響が少なく、特別徴収義務者の利便性の向上に資するのではないか。

普通徴収に切り替える申出理由の様式統一について

- 2ページ「②に関して」については、「(1) 省令様式(給与支払報告書(総括表・個人別明細書))の改正及び(2) eLTAXのフォーマットの変更」により、普通徴収に切り替える申出理由を統一することが考えられる。

(1) 省令様式(総括表・個人別明細書)の改正

2ページ「①に関して」のとおり、普通徴収を認める要件の統一を行うことは適当ではないと考えられる。

第2回検討会で述べたとおり、仮に、省令様式の改正により統一を図った場合、様式上で普通徴収の申出理由を選択肢とすると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認される懸念がある。


また、書面の給与支払報告書(総括表)や省令外様式である普通徴収切替理由書については、独自の様式を設けて運用しているケースも多く、統一を図った場合の影響が大きいと想定されるとともに、書面様式の統一を図ったとしても独自に項目を追加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られない。

(2) eLTAXのフォーマットの変更

eLTAXを利用した給与支払報告書の電子的提出を行う場合、現在、同報告書のフォーマットがシステムで制御されているため独自様式を設けることはできず、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、普通徴収に切り替える申出理由を記載させるケースがある。

すでにフォーマットが統一されていることから、普通徴収の申出理由の選択肢を設定した場合も、省令様式の改正と比較して影響が小さいのではないかと考えられる。

なお、eLTAXのフォーマットの変更による場合も、フォーマット上で普通徴収の申出理由を選択肢とすると、当該選択肢に該当することで普通徴収が認められる要件と特別徴収義務者に誤認される懸念はあるため、当該選択肢に該当しても普通徴収に認められない場合があることを丁寧に周知する必要がある。

 以上のことから、省令様式の改正は行わず、eLTAXのフォーマットの変更により統一を図ることが妥当と考えられる。

普通徴収切替理由の選択肢について①

- 各市区町村において申出理由に基づき普通徴収とするか判断することを前提に、その判断材料としての特別徴収義務者からの申出理由を、多くの市区町村が現に設定している申出理由の状況(※)を踏まえ、以下のとおり政令市に提示し、意見照会を行った。

【申出理由(案)】

- A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)
- B 毎月の給与が少なく税額が引けない
- C 給与の支払が不定期
- D 事業専従者(個人事業主のみ対象)
- E 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者
- F 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)

(※) 普通徴収切替理由を設定している政令市及び県庁所在市の状況
 <左記の申出理由(案)の選択肢を採用する団体数はそれぞれ以下のとおり>
 A : 41団体、B : 35団体、C : 39団体、
 D : 27団体、E : 41団体、F : 27団体
 (上記以外の選択肢)
 雇用期間1年未満 : 4団体、その他 : 1団体
 (n=41)

【主な意見とそれに対する考え方】

意見	考え方
当市では〇〇という選択肢を普通徴収として認めていないため、理由に入れないでほしい。	あくまでも選択肢は特別徴収義務者が申出を行う理由であり、その理由に該当することで直ちに普通徴収が認められるわけではないが、統一を図る際の課税実務への影響を考慮し、地方団体の意見を踏まえつつ検討を行うこととしたい。
当市の選択肢と内容は同一だが、順序が異なる。(Fの選択肢を一番上に行っているケースが多い。)	当該選択肢の内容がA～Eの該当人数を差し引くこととなるため、先にA～Eの選択肢を提示することが妥当ではないか。
Bの選択肢について、具体的な給与支払額を示してほしい。	当該選択肢は、給与所得が特別徴収税額よりも少なく、天引きが困難であることを想定しているため、具体の金額は示すことで、かえって誤解を招くこともあり得る。 なお、非課税基準額を指標とし、明記している市区町村もあると承知しているが、基準額が各市区町村で異なっていることを考慮する必要がある。

※上記以外に、「eLTAXのフォーマットにおいて符号をプルダウン形式とすれば、確認事務の効率化等につながるため、検討いただきたい。」などの意見があった。

普通徴収切替理由の選択肢について②

- 申出理由の統一については、
- ・ 当該申出理由に基づき、各市区町村が普通徴収とするか判断することを前提としつつも、各市区町村の判断基準が、統一された申出理由に収束していき、事実上の基準となる可能性があること
 - ・ 申出理由を統一した後に変更を行う場合、選択肢の追加と比較して 選択肢を削除することについては、関係者の合意が得られにくいと考えられることから、慎重に検討する必要がある。

案1(選択肢を最小とする案)	案2(案1をベースに「その他」を設ける案)	案3(最大公約数的に選択肢を設定する案)
A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)、 休職者	A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)、休職者 E その他 (「E その他」の例) <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業専従者(個人事業主のみ対象) ・ 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数) 	A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者) B 毎月の給与が少なく税額が引けない C 給与の支払が不定期 D 事業専従者(個人事業主のみ対象) E 退職者、退職予定者(5月末日まで)、 休職者 F 総従業員数が2人以下(上記「A」～「E」に該当する全ての従業員数(他市区町村分を含む)を差し引いた人数)
案1の考察	案2の考察	案3の考察
○ 地方税法に基づいた運用に近く、特別徴収の推進に資するのではないか。 × すでに、「事業専従者」等を選択肢に含んでいる市区町村への影響があるのではないか。(ただし、事業専従者を雇用する個人事業主のeLTAX利用率を考慮すると、フォーマット上の申出理由の統一の影響は大きくないのではないか。)	○ 「その他」については、普通徴収に認められない場合があると明記すれば、現行の運用への影響を小さくすることができないか。 × 特段の理由なく「その他」を選択するケースが多くなることとならないか。 × 「その他」の理由を任意記載とした場合、特別徴収義務者及び市区町村等の事務効率化につながらないのではないか。	○ 全国状況を踏まえて、最大公約数的に選択肢を統一しているため、全体としての影響は小さいのではないか。 × 地方税法に基づき、「事業専従者」等を普通徴収に認めていない市区町村は、特別徴収の原則に沿った運用をしてきたにも関わらず、申出理由を認めないことについて、説明責任を果たす負担が生じるのではないか。 (※ なお、選択肢Fについては、申出理由とはいえ、地方税法の規定からすると、全国の市区町村が用いるeLTAX様式において明示することが適当か。)

參考資料

- 納税義務者に起因する事由により、特別徴収を行うことを要しないとする理由については、地方税法(及び逐条解説)において、以下のとおり示している。

■地方税法(抄)

(給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。 2・3 (略)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合においては、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を合算した額(以下この節において「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。 2～7 (略)

■所得税法(抄)

(源泉徴収を要しない給与等の支払者)

第八十四条 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者は、前条の規定にかかわらず、その給与等について所得税を徴収して納付することを要しない。

【地方税法及び逐条解説を踏まえた給与からの特別徴収を行う必要がないケース】

- ・ 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている
- ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1ヶ月を超える期間以上乗船するため慣行として給与の支払いが不定期である者
- ・ 年度途中に退職したこと等により給与の支払いを受けなくなった者

給与支払報告書(総括表)※省令様式

給与支払報告書(総括表)											
平成 年 月 日提出										種別	整理番号
給与の支払期間 平成 年 月分から 月分まで										※	※
給与支払者の個人番号又は法人番号											
フリガナ										提出区分	年間分
給与支払者の氏名又は名称										事業種目	退職者分
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称										受給者員	人
フリガナ										報告人員	人
同上の所在地										報告人員のうち退職者人員	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名										所属名	税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号										給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関										(所在地)	

第十七号様式(用紙日本工業規格A5)(第十条関係)

給与支払報告書(総括表)※eLTAX様式

給与支払報告書(総括表)			
平成 28年分 給与支払報告		※ 種別	※ 整理番号
平成 28年10月11日提出		※ 整理番号1	※ 指定番号
大阪市長 殿		1000000002	10003 100000000140
給与の支払期間	平成 28年01月分から 12月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号			
フリガナ	シケンタロウ	提出区分	<input type="radio"/> 年間分 <input checked="" type="radio"/> 退職者分
給与支払者の氏名又は名称	試験太郎	事業種目	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称		受給者総人員	1,000人
フリガナ	トウキョウト	報告人員	5人
同上の所在地	135-0051 東京都江東区	報告人員のうち退職者人員	5人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所属税務署名	大阪福島 税務署
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	(課名) (係名) (氏名) (電話)	給与の支払方法及びその期日	
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)	(所在地)	
関与税理士氏名	(支店名)	(電話)	

(出典:一般社団法人地方税電子化協議会)

給与支払報告書(総括表)※独自項目追加

○ 給与支払報告書 (総括表)

○ ○ 市長様 平成 年 月 日提出

フリガナ											※ 指 定 番 号		
給与支払者所在地 (住所)	(千 -)										事業種目		
													受給者総人員
フリガナ											摘 要		
名 称 又は 氏 名	印												
給与支払者の個人 番号又は法人番号													
代表者の 職氏名印	印										○ ○ 市 報 告 人 員	一般 (在職者)	人
連絡者の 所属部署 氏名及び 電話番号	所 属 部 署 氏 名											退職 (予定) 者	人
	(- -) 内 線 () 番											乙 欄 等	人
税 理 士 事 務 所	(- -)											合 計	人

法定提出期限 平成〇年1月31日

(出典:岩手県HP)

平成 年度(年分)給与支払報告書(総括表) 1月31日までに提出してください。

追加 平成 年 月 日提出 特別徴収義務者指定番号

訂 正 長 殿

1	給与支払期間	平成 年 月分から 月分まで	10	提出区分	年間分	退職者分
給与支払者 (特別徴収義務者)	2	個人番号 又は法人番号				
	3	郵便番号	〒 -			
	4	所在地 (住所)	フリガナ 電話() -			
	5	名称 (氏名)	フリガナ			
	6	代表者の 職氏名印	フリガナ			
	7	経 理 責 任 者 氏 名	フリガナ			
	8	連絡者の氏 及び氏名に 係及び番号	係 氏 名		17	
	9	会 計 事 務 所 等 の 名 称 及 び 電 話 番 号	() - 番		払込を希望する金融機関の名称及び所在地	
			() - 番		納入書 要 ・ 不要	
					11 給与支払の方法及び期日	
				12 事業種目その他必要な事項		
				13 提出先 市区町村数		
				14 受給者総人員		人
				15 報告人員		人
				特別徴収(給与天引)		人
				普通徴収切替理由書の合計人数		人
				合 計		人
				16 所轄税務署		税務署

*普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

(出典:千葉県HP)

普通徴収切替理由書例

平成 年 月 日

29 個人住民税普通徴収への切替理由書

●●市(町)

理由

a. 【 人】乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

b. 【 人】給与が支給されない月がある

c. 【 人】事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

d. 【 人】退職予定者(5月末までに退職予定の者)

合計【 人】

上記の理由により、普通徴収に切替を願います。

(事業所番号) _____ 事業所名 _____ 印 _____

この紙の下は、市町民税・県民税を給与から徴収できない方(上記理由a~d)の給与支払報告書(個人別明細書)を綴ってください。

<留意点>

1. この「仕切り紙(退職者用)」及び「個人住民税普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出するときに普通徴収への切り替えが必要な場合に使用するものです。
2. 給与支払報告書を送付した後は、異動届の「その他」欄に理由を記入のうえ報告してください。
3. 個人住民税普通徴収への切替理由書の該当する項目(a~d)の【 人】に人数を記入してください。
4. 個人住民税普通徴収への切替理由書の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトも原則特別徴収をしていただかなければなりません。
5. 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②仕切り紙(特別徴収用)③給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)④仕切り紙(退職者用)⑤給与支払報告書(個人別明細書:退職者分)⑥個人住民税普通徴収への切替理由書⑦給与支払報告書(個人別明細書:個人住民税普通徴収への切替理由書分)としてください。

(出典:三重県HP)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名		指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」~「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収 ()	人
普C	給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が00万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで) 及び 休職者	人
合 計		人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

(出典:東京都他HP)

給与支払報告書の提出例

4 給与支払報告書の提出

事業者（給与支払者＝特別徴収義務者）は、毎年1月31日までに、従業員（給与所得者＝納税義務者）が1月1日時点でお住まいの市町村（住民税担当課）に「給与支払報告書（個人別明細書）」、「給与支払報告書（総括表）」及び「普通徴収切替理由書兼仕切書」（普通徴収に該当する従業員がいる場合）を提出します。

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、その従業員の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に「普通徴収切替理由書兼仕切書」の該当理由の符号を記載するとともに、「給与支払報告書（総括表）」の「普通徴収者（個人納付）」欄に該当人数を、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の「人数」欄に理由ごとの該当人数を記載して、必ず提出してください。

なお、年の途中で退職した方についても提出してください。
提出の際には、以下を参照に綴って提出してください。

- 次の①～④の順に綴ってください。
- ① 給与支払報告書総括表
 - ② 個人別明細書（特別徴収分）
 - ③ 普通徴収切替理由書兼仕切書
 - ④ 個人別明細書（普通徴収分）

※ eLTAX（エルタックス／電子申告）で提出する場合で、普通徴収に該当する従業員がいる場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

- ① 普通徴収切替理由書の「普A 総受給者数が2人以下の事業者」に該当する事業者は、全ての従業員の「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に符号「普A」を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ② 普通徴収切替理由書の「普B 他の事業所で特別徴収が行われている者」から「普F 退職者及び退職予定者」までに該当する従業員は、「給与支払報告書個人別明細書」の「摘要」欄に該当理由の符号（「普B」～「普F」）を入力するとともに、「普通徴収」欄にチェックを入力してください。
- ③ eLTAXで提出する場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書」の提出は不要です。

◆ eLTAX(エルタックス)の利用に関するお問合せ先
一般社団法人地方税電子化協議会
(電話) 0570-081459 (全国一律通話料)
03-5500-7010 (IP電話、PHS用)
※ 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
(ホームページ) <http://www.eltax.jp>

(出典:群馬県「個人住民税特別徴収の事務手引き」)

給与支払報告書(個人別明細書)④
普通徴収切替理由書兼仕切書③

給与支払報告書(個人別明細書)②

平成 年度(年分) 給与支払報告書(総括表)①

特別徴収者(給与引去り)と普通徴収者(個人納付)の内訳を忘れずに記載してください。(該当者がいない場合は、お手数でも「0人」と記載してください。)

普通徴収に該当する従業員がいる場合は、理由ごとの人数を記載し、必ず提出してください。また、個人別明細書の摘要欄にも該当理由の「符号」を必ず記載してください。

給与支払報告書(個人別明細書)※省令様式

第十七号様式別表 (用紙日本工業規格 A5) (第十号関係)

給与支払報告書(個人別明細書)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
内	千円	千円	千円	千円
1234567890	1,000,000,018	1,000,000,019	1,000,000,020	1,000,000,022

控除対象配偶者 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)

社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

(摘要)

新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額

住宅借入金等特別控除の内訳

控除対象配偶者

控除対象扶養親族

未成若年者

支払者

(自治体によっては) 普通徴収切替理由書の符号を入力

給与支払報告書(個人別明細書)※eLTAX様式

給与支払報告書(個人別明細書)

平成 28年 分 給与支払報告

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収税額
内	千円	千円	千円	千円
1234567890	1,000,000,018	1,000,000,019	1,000,000,020	1,000,000,022

控除対象配偶者 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)

社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額

(摘要)

新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額 介護医療保険料の金額 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額

住宅借入金等特別控除の内訳

控除対象配偶者

控除対象扶養親族

未成若年者

支払者

普通徴収にチェック

(出典:一般社団法人地方税電子化協議会)